

第 2 回 理事会

平成 2 1 年 8 月 2 7 日

中山理事長 皆さん、おはようございます。

本日は、お忙しいところをご出席頂きましてありがとうございます。また、日頃から本財団のあり方について貴重なご意見を頂戴し、誠にありがとうございます。

それでは、定足数の確認を行います。事務局から、報告をお願いします。

小林経営課長 理事現在数15名、定足数10名のところ、ただいま12名の方のご出席を頂いております。残りの方1名から、書面表決のほうを頂いておりますので、合計13名のご出席があるということで定足数に達しておりますので、本理事会は有効に成立していることをご報告申し上げます。

中山理事長 ただいま事務局から報告がありましたとおり、理事会は有効に成立しております。

既にご通知申し上げましたが、これからご審議頂きますのは、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員候補者の推薦、および平成21年度補正予算（案）、評議員の選任についてです。

ただいまから平成21年度第2回財団法人新宿区生涯学習財団理事会を開会致します。

議事に入る前に、議事録署名人の選出を行います。本日は、武井理事と新田理事にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

中山理事長 それでは、両理事にお願い致します。

これより議事に入ります。

議案第9号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員候補者の推薦について、まず事務局の説明を受けます。事務局、お願いします。

小野寺事務局長 議案第9号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員候補者の推薦についてでございます。

この議案につきましては、過日5月28日の理事会で、寄附行為並びに最初の評議員の選定方法等につきまして議決を頂いたものに所要の申請等の手続等を行ったところ、認可が得られたために、この議案にしたものでございます。

詳しいこの議案の内容につきましては、事務局次長から説明させますので、よろしくお願い致します。

諏訪事務局次長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

今、局長のほうから申し上げましたように、前回の理事会でご審議頂きました、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員選定委員会設置規程が、東京都の認可が7月21日に得られたということで、7月21日付で施行されました。これに伴いまして、最初の評議員選定委員の委嘱を行ったところでございます。

こちらの規程、第5条「候補者の推薦」に、候補者の経歴、それから候補者とした理由、当財団・役員等との関係等を挙げて推薦するということになっております。また、こちらの候補者を推薦できますのは、評議員会と理事会ということになっております。

これに基づきまして、昨日行われました評議員会のほうで、9名の方のご推薦を得ているところでございます。さきに理事の皆様全員にお送り致しました推薦状で、上がってきた方が、議案第9号に書いている方々でございます。

推薦状内容についての説明省略

中山理事長 それでは、質疑に入ります。

議案第9号について、ご意見、ご質問のある方、お願い致します。いかがでしょうか。

中山理事長 どうぞ、小澤委員。

小澤理事 これでいうと、11番の谷頭先生ですけれども、現在、理事におなりになっているのが、今度、評議員に推薦されるというのは、どうかと思うんですけれども、その点いかがでしょうか。

中山理事長 事務局、よろしいですか。

小野寺事務局長 過日の理事会でもご説明を差し上げたかと思いますが、昨年12月1日に新しい法律が施行されまして、新しい法律に基づく財団として新たに立ち上げて頂くという作業を、現在、進めているところでございます。

この中で、現在は民法34条の法人という立場でございまして、現在、法律的には理事会も評議員会も、特段、位置づけられているというものとはなってございません。新しい法律では、評議員会は議決機関ということで、大変大きな経営に対する権限を持つという立場に変わってきまして、そういう意味からも、従前の理事会とは理事会の性格が異なりますし、また評議員会においては、これから重要な施策の決定をする機関ということになったところから、谷頭様をご推薦するということでの推薦書を頂いているところでございますので、大変大きな役割になるというものでございます。

中山理事長 他にはいかがでしょうか。

新田理事 質問ですけれども、これは私達理事会の理事としても同じ立場ですけれど、これは殆ど「何とか協会理事」とか「課長」とかというように、一つのポストで推薦になっていますね。この人が、途中で任期が変わってしまうと、これはそこへ次の人が入るんですか。その人はそのまま任期中にいるんですか。この辺の判断はどうなんですか。

中山理事長 事務局、お願い致します。事務局長。

小野寺事務局長 新しい法律で、求められていますのは、安定的な機関として設置するというのが前提となっております、任期は4年以上となっております。

従いまして、今後着任のポスト等について、現職としては書いてございますが、ご本人に特段の事情がなければ、継続してこの立場を維持するということになります。

ただ、区の行政組織でございますので、行政関係事業も多く取り扱っている関係上、区のほうの意向等の中で変わる必要があるということであれば、所定の手続を経て変更するという形になります。

中山理事長 そうすると、いわゆる原則的には、各個々人を任命すると。ですから、職指定とか、そういう考え方ではない。しかしながら、組織上の必要があり、その人のほうが適任の時には代わることもある、そういう考え方でよいわけですね。

小野寺事務局長 そうですね。ポストではなくて、その御人について選任するというところでございます。

新田理事 そうしますと、例えば所属している団体から、「代わったから変えてください」と言ってきたらどうなるんですか。

小野寺事務局長 そういうこともあるかと思いますが、それは新たに設置された評議員会の中で、その旨、審議して決定するということになってくるかと思います。

中山理事長 よろしいですか。

新田理事 わかりました。非常に大事なことなので聞きました。

中山理事長 そうですね。どうぞ。

橋本理事 前からの継続というのも結構重要だと、今、話に出たような気がするんですけど、今、この中で前から継続される方というのは、何人位いらっしゃるんですか。今まで、ちょっと形式が変わると言われました点ですけれども。

小野寺事務局長 現況の評議員をされている方で、今後も引き続きというか、ご推薦を受けている方は、この中で5名いらっしゃいます。

新田理事 そうですか。では、半分以上変わるということで、かなり刷新されるという形で理解してよろしいわけですね。

小野寺事務局長 ええ、そうでございます。昨日の評議委員会の中でご推薦された方につきましても、従前とは大きく変わった方々が推薦されているということになりますし、今日、議決を頂いた場合には、これが選定委員会のほうにこのまま回しまして、選定委員会のほうが今度は客観的な目で、この財団にとって必要な評議員を選定するという作業に入っていくものと考えております。

新田理事 ありがとうございます。

中山理事長 他にはいかがでしょうか。

それでは、皆様のお手元に、最初の評議員選定委員会の設置規程等も参考までにお配りしてありますが、この最初の評議員候補者の推薦については、第9号議案に示すとおり、この方々を推薦するというところでよろしいでしょうか。

質疑について、まだありますか。

武井理事 評議員会のほうから推薦されていらっしゃる方は何人ですか。

諏訪事務局次長 昨日、9名の方が推薦者として……

武井理事 この方とは、全く別の方ですか。

諏訪事務局次長 別の方でございます。重なっていらっしゃる方はいらっしゃいません。

武井理事 そうすると。両方で20…。

諏訪事務局次長 そうですね、全部で21名になります。

武井理事 その中から、そうすると、この選定委員会で何人ぐらい選ばれるんですか。

諏訪事務局次長 定款案では、15名から20名と考えているところでございます。

武井理事 そうですか。わかりました。今度、なかなか出席される条件が厳しくなりますでしょう。ご本人が必ず出席しなければいけないという。

ありがとうございました。結構です。

中山理事長 それでは、他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

ご発言がなければ、この第9号議案について、質疑を終了してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 それでは、議案第9号、財団法人新宿区生涯学習財団最初の評議員候補者の推薦について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 それでは、異議なしと認め、議案第9号は原案どおり決定致します。

引き続き、議案第10号の平成21年度補正予算(案)について、事務局の説明を受けます。事務局、お願い致します。

小野寺事務局長 議案第10号、平成21年度補正予算(案)について、ご説明させていただきます。

この議案につきましては、新宿区の実行計画によりまして、文化・国際交流財団と、私ども生涯学習財団との機能統合という方針を受けまして、現在、作業を進めているところでございます。合わせて、新法に基づく新公益財団法人としての創設を考えているわけではございますが、それぞれの財団で現在行っております仕事の仕方等につきまして、また、制度等につきましても、若干の違い等がございます。新たな財団として出発するに当たって、例えば経理、経営財務上のシステムを統合するという作業等が必要になってきます関係上、この補正予算全体は、統合に伴う経営環境を整えるた

めに必要な経費につきまして見積もったものでございます。

詳しい内容につきましては、次長から説明させますので、よろしくお願い致します。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは、今、説明のありました議案第10号、文化・国際交流財団と、それからこの生涯学習財団が統合するに際しての準備をしていく必要な予算として、皆様方にこれをお諮りしているところでございます。どうぞ、ご意見、ご質問等、お願い致します。いかがでしょうか。

武井理事 この新宿文化・国際交流財団というのは、今現在どこにあるんでしょうか。

小野寺事務局長 東新宿という地名でございますが、新宿区立新宿文化センターというのがございます。ご存じでしょうか。

武井理事 文化センター、わかります。はい。

小野寺事務局長 そちらの中に、事務局が設置されております。

武井理事 そうですか。それで統合されるということは、移動ということですか。

小野寺事務局長 執務の場所としましては、規模はともあれ、あそこにもきちんとした拠点として機能を発揮する必要がございますので、事務所機能は継続されていくものということで、現在予定しております。

武井理事 ありがとうございます。結構です。

中山理事長 よろしいですか。他にはいかがでしょうか。どんなことでも結構ですので、ご意見、ご質問等、お願い致します。

どうぞ、谷頭理事。

谷頭理事 まだよく見えないんですけれども、2つのものが一緒になるということで、この予算を増やしますね。あちらはあちらで、現在の財団としてやっているわけですが、向こうの今後はどういうふうに予算がついていくんですか。

小野寺事務局長 文化・国際交流財団のほうも、評議会、理事会での決定を受けまして、現在の寄附行為上、存続期間は明年22年3月31日までとするということで、既に定款変更済みでございます。

従いまして、そこで精算を一度する必要があるがございますので、現在の財務等についての精算は翌年度にかかるかと思いますが、今年度中に事業の譲渡、あるいは基本財産であるとか剰余金、繰越金等の寄附の先等につきましては、今年12月の段階で決定される予定ということになってございます。

また、新たな財団につきましては、この生涯学習財団も、現在の財団の法人格という

か内容とは大きく変わりました、新設される新しい法人の下に、私どもも一緒に入ることになりますので、全く別の仕組みの中で、事業や、あるいは人事等は引き継ぎながら行っていくという形になってくると思います。

中山理事長 よろしいでしょうか。

谷頭理事 では、単に2つのものが一緒ではなくて、新しいものができるということですか。

中山理事長 2つのものを、機能等を一緒にして、新たな公益財団法人として、今後、運営を図っていくということです。

谷頭理事 どっちがどっちを吸収とか、そういうことではなくてですね。それが、何かよく分からないんですよ。

小野寺事務局長 法律的なことではいいますと、片方は解散しますので、法律的には私ども財団が引き継ぐ、吸収する形になります。それは、手続上の問題でございまして、実態上は、事業等につきましては全面的に新しい財団が引き継ぐという形になりますので、この法人の前提が、サービスの質・量等を低下させずに、統合によるメリットを今まで以上に発揮するという前提でやってございますので、後ほど報告事項の中で若干触れさせていただきますが、ご心配はないのではないかと思います。

中山理事長 よろしいでしょうか。どうぞ。

武井理事 当初予算というのは、この統合ということを予測しないで立てられたものですよ。今度、いろいろな機能統合でいろいろ増えていきますので、今までの予算の中で……

新田理事 補正予算を組む。

武井理事 ええ、補正してですけれども、今までと金額は全く変わりませんよね、トータルのところ。

中山理事長 どうぞ。少し具体的に説明してください。

小野寺事務局長 今回、増額する部分で、帳じりの部分は変わらないわけですが、1億円を、当初予算の段階では、基本財産を取得する経費として計上させていただきました。実際に統合作業を進めてくる過程の中で、ようやくこの7月ぐらいになりまして、その全容の部分が見えてきました。新年度を迎えるに当たって何を整えておかないと、新しい財団としての運営に支障があるかということ、現況を全部棚卸した上で点検致しました。点検致しましたところ、先ほど次長が説明しましたような事項について、今年度に対応していかないと支障が出るということが判ってきました。

従いまして、当初、基本財産を取得するという形で計上していた1億円の中から、約5,700万円をこちらのほうの経費に回して、それでこの仕事を進めていこうということ

にした関係上、総額の増減なしに、内訳の変更という形で対応するということでございます。

中山理事長 よろしいでしょうか。

武井理事 わかりました。

中山理事長 当初は、簡単に言うと積み立てとして持っておくというお金であったものを、今回、こういう必要な経費が出てきたので、統合のための運営に必要な経費として使わせて頂くという補正予算でございます。

新田理事 小野寺さんにお聞きしたいんですけども、この理事会の中で、この統合という話がいつ頃から出てきてどうかということは、はっきりしないんですけど、統合するという決断は、この理事会がすることではなくて、区が決めることですね、基本的に。そういう理解でいいんですね。区が決めるというのか、統合するという基本的な 今、新聞でも、全く異質の会社が一緒になろうとか、その上にホールディング・カンパニーをつくろうとかという話がしょっちゅう出ているんですが、この統合するということについての、これからの時代を見て、それからいろいろな経費の節減とか少子化時代の中で、企業は統合しよう、今異質のものでもやろうと思っているんだけど、これを統合しようという決断は、どこで、何時されたのかということだけ、教えてくださいませんか。後で説明があると思うんですけども。

中山理事長 では、手続やら、それも含めて。

小野寺事務局長 この財団と致しましては、新宿区の実行計画が出た時点で、要するに基本財産の全額の出資者である区のほうの方針、計画がこのようになっているということを前提としまして、私ども財団の経営する立場上、どういう統合をすることが財団としても一番よいものなのかということについて内部検討した結果、区の方針に沿ってやることのほうのメリットが大変大きいという判断を致しまして、一昨年の12月ぐらいには、私のほうから「区の方針に従って、そういう方向で取り組んでまいります」というお話をさせて頂いたというのが、経緯としては、大雑把でございますが、そういうことでございます。

新田理事 だから、民間的な言い方をすれば、もう全株式を持っている区が決めた事を、ここの役員会はどういうふうにするかということを経営する場であって、この統合することの意義とか何とかを討議する場ではないというふうに理解していいですね。

小野寺事務局長 ええ、そういう理解でございます。

新田理事 わかりました。

中山理事長 少し補足しますと、基本方針は、区として区民の皆さんにもいろいろな形でご意見を頂いたり、お示ししている実行計画の中で決定しています。手続としては、

例えば財団法人の新宿文化・国際交流財団が、いわゆる解散という決定は、その財団として決定して頂く。そして、こちらにも、一昨年になるかと思いますが、理事会や評議員会の中でもご報告したり議論して頂いている、そういうご理解を頂けたらと思います。だから、財団としての意思を決めていくのは、それぞれの財団として決めていくところでもありますので。

小野寺事務局長 補足しますと、ここの財団の理事会として、最終的にどういう形かということについてご議決頂きますのは、10月に予定しております理事会の場で、現在は寄附行為ですが、新しい法律に基づく定款、その定款の制定に伴う各種事業、予算、これからの経営計画等につきまして、一括して、制度も含めまして、この理事会の皆さんにご議論頂いて議決して頂くというのが、最終的なこの理事会の意思表示の場ということになってくるということでございます。

新田理事 しかし、さっき言ったように、全株式を持っている区が決めた事だから、反対だとは言えないということで理解していいんですね。

小野寺事務局長 一つはそういう要素もございますが、提案させて頂きますけれども、内容も、質的なものも含めまして、事業が大変充実するということが検証されてきましたので、区の方針により私どもが意思決定するということについては、当財団の経営としても大変よい効果が得られるということでございますので、その観点からご議論、ご議決頂ければと考えるところです。

新田理事 いや、解っていて聞いているので、すみません。

中山理事長 よろしいでしょうか。どうぞ。

橋本理事 機能統合に向けての補正予算ということですが、個々の題目にわたって申しわけないんですが、一番最後に、22年度以降の拡充というのは、ユビキタスネットワーク事業用タッチパネル式大型モニターの購入、何か特殊な機具を、ある意味で購入するような予算が入っているような気がするんですけど、統合に向けてという形から見てその辺についてはどうお考えになっておりますでしょうか。

中山理事長 具体的にお願い致します。

諏訪事務局次長 統合は、文化・国際交流財団と私どもの統合の他に、観光ビューロー機能とか観光事業も行うようにと、実は区の実行計画のほうで位置づけられております。このユビキタスネットワーク事業というのは、後でまたご説明申し上げる機会もあろうかと思いますが、新宿区の地域としての魅力を内外に発信していくことが、新財団としての大きな事業の一つになってくるかと思っておりますが、そのような個々の、特に博物館、学芸課を中心に、今、考えているところがございますが、いろいろな新宿区ゆかりのものについて、ユビキタスネットワークを組んで、区内の方

も含めまして、区外からいらっしゃった方にも発信していくという、今後の新財団の大きな事業として、22年度から充実させなければいけない事業だという位置づけであります。そのために、22年度からすぐ取り組めるようにということで、今回の補正に入れさせて頂いたということでございます。

橋本理事 ありがとうございます。結構です。

中山理事長 よろしいでしょうか。何か、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

武井理事 22年以降、統合された段階では、その時は人件費も、大きくなっていくわけですね。当然、全体の予算も。

小野寺事務局長 本日の議案の後ということで、報告のところでは若干触れようというふうに思っていた件でございますが、今の点につきましては、昨日の評議員会の中でも質問が出ましたので、若干触れさせて頂きたいと思いますが、機能の統合をすることにつきましては、先ほど触れているとおり、両財団の行っている内容を全部棚卸しして、より効率的に、よりサービスが行き渡るような仕組みをつくっていかうということで、この間、ずっと作業してきたわけです。そういうことから、現在の事業も基本的にはすべて引き受けて行きますし、その事業を担当する職員等につきましても、新しい財団が全部引き継ぐこととなりますので、人件費という点で言えば、両財団の職員、現在、私ども財団には29名の固有職員と、あとは契約職員等で、全体で三百数十名いるわけですが、文化・国際交流財団のほうは、プロパー、いわゆる財団職員が12名と、非常勤職員の方が14名、現在いらっしゃいます。それぞれ、人事・給与制度等に違いがございますので、お1方ずつ私のほうで説明を申し上げて、変更のある部分について了解を得て、それで引き継ぐという形になってまいります。固有職員については、すべて一応、お話ししまして、基本的には変更条件を受け入れて、自分の身分を新財団に移行するという点については、ほぼ同意が得られている状況でございます。今後、取り急ぎ非常勤職員の方、私どもは非常勤という制度がございませんので、それらの労働条件等につきまして丁寧に説明して、了解が得られ、ご本人たちの継続雇用の希望があれば、その方たちも含めて新しい財団の職員として迎え入れていきたいというふうには考えております。

武井理事 わかりました。結構です。

中山理事長 よろしいでしょうか。どうぞ。

新田理事 これは、起案して、初めに討議に上がったのは2年ぐらい前と言いましたね。それと今と、世の中物凄く変わっているということはお存じですね。だから、その起案した頃の条件みたいなことで、「統合したときのメリットは何ですか」と、そういうことをここで聞いたりしてはいけないということでもいいですね。あの頃と今と、

世の中相当変わっています。だから、「もう一遍、世の中に合わせて見直そうではないかという議論はしない、してはいけない。それよりも、決まったものをどう上手にやるかということを経験してください」というふうに理解したほうがいいですね。

小野寺事務局長 ええ。そのように期待しております。

新田理事 わかりました。決まってしまっているんだから。

中山理事長 ご議論頂いておりますことは、私としては、今の時代、現在の状況にあっても効果的で、そして、かつ効率的で、柔軟な区民需要、ニーズに対応できるような、そうした新しい財団として運営できるようにしてまいりたいと考えております。

小野寺事務局長 せっかくですから、先ほど、事業の棚卸しをしたということをお話ししましたが、職員にとっては、長年継続したような事業等については、大変思い入れ等がございますが、今の時代にかなっていないもの、あるいは財団が行うには相応しくないようなものにつきましては、職員は大変辛かったと思いますが、そのところについては、もうゼロベースで見直しをして、当然そういう形で積み上げを行ってまいりましたので、理事会の皆さんにも納得していただける事業の提案ができるものと考えております。

中山理事長 それでは、他にご質疑ございますでしょうか。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

中山理事長 それでは、議案第10号、平成21年度補正予算(案)を原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 ありがとうございます。

それでは、異議なしと認め、議案第10号は原案どおり決定致します。

引き続き、議案第11号、財団法人新宿区生涯学習財団評議員の選任について、事務局の説明を受けます。お願いします。

諏訪事務局次長 現在の評議員の小松政子評議員および平間しのぶ評議員から、辞任の届けがございました。これに伴いまして、評議員に欠員が生じるため、後任と致しまして、財団法人新宿区生涯学習財団寄附行為第22条第2項の規定に基づき、区議会の推薦を経まして、赤羽つや子、久保合介議員を評議員として選出して頂きたいということでございます。以上でございます。

中山理事長 それでは、質疑に入ります。

議案第11号について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。お願い致します。

ご発言がなければ、質疑を終了致しますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

中山理事長 それでは、議案第11号、財団法人新宿区生涯学習財団評議員の選任について原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

中山理事長 異議なしと認め、議案第11号は原案どおり決定致します。

続いて事務局から報告事項がございますので、事務局、報告事項についての説明をお願い致します。

諏訪事務局次長 先ほどから、多少、ご質問も出ておりますけれども、前回5月の理事会以降の財団統合並びに公益法人としての認定申請の作業の進捗状況について、ご報告させていただきます。

資料内容についての説明省略

中山理事長 それでは、今、事務局から、公益法人の認定および統合作業の進捗状況について説明がありました点について、ご質問、ご意見等ございましたら、どうぞお願い致します。

この財団の統合、それから公益法人認定を受けていく作業というのは、この資料をご覧頂きますともわかりますように、大変、具体的には膨大な作業を、現在、事務局が行っております。それも、平成22年4月に新財団として発足するということで、非常にスケジュール的にも厳しい中で、財団職員、努力しておりますことをご報告させていただきます。

何かございましたら、どうぞ。

谷頭理事 今、ざっと拝見して、あそこの多文化共生の、あれも含まれるんですね。大久保病院のこちらなんかに入っている。

中山理事長 ええ。

谷頭理事 そうすると、本当に範囲が広がって大変なことと、今、事務局から説明がありましたけれども、大変な膨大なことになるかと思ったんですが、何か覚悟のほどはという感じが……。(笑声)

小野寺事務局長 決して自信はないんですが、覚悟は決めているところでございまして、幸い、職員の能力にも恵まれているということもございまして、今後、もっと深く掘り下げた議論をしながら、少なくとも今までのレベルが大きくやはり上向きに転ずるという形の水準を確保すべく、今後も努力を続けてまいりたいと思っております。

谷頭理事 それとともに、削ぎ落とす部分も相当出てくるのかなというのが、ちょっと。削ぎ落としていく部分、取捨選択して、必要なものと必要でないもの、それも相当出

てくるのかというのを少し。

小野寺事務局長 総量としましては、先ほども言いましたように、質・量を落とさずに事業の組み立てを行いました。内容的には不要不急のものであったり、もう今の時代状況に合わない継続事業等については、思い切った見直しをさせて頂いてごさいますし、今すぐ事業として拡充しなければならないようなものについては、重点的に予算配分し、組み立てを行っているところでごさいますので、もう少し内容についての具体化ができた段階では、少しでも早く、理事の皆さんにはその内容について情報をお届けして、議論して頂ければと思っておりますので、十分、期待に応えられる内容になるのではないかと考えています。

新田理事 事務局長、ですから、今、何かを削いで新しいものをやるとか、もう少し重点的にやるということは分かっているんですが、そういうことを徹底的に詰めるという場合は、この理事会にこれからあるんですか。

小野寺事務局長 議案として提案させて頂きまして、一つ一つの事業につきまして、予算の規模、あるいは実施する内容等について、できるだけ具体的な形で作成したもののについて、皆さんにお届けしたいと思っております。

従いまして、それをご覧頂いて気づかれた点等につきましては、今現在は10月を予定しておりますが、その場で議論し、決定していただければと思っておりますので、議論の場は、十分ではないかもしれませんが、10月の段階で設定していきたいと考えております。

中山理事長 今回の財団統合の大きな目的は、新宿における文化や人々の交流、生涯学習を、総合的に、より効果的に行っていけるようなものとしたということです。

ですから、いわゆる事業の縮小を図ろうとか、人の縮小を図ろうとか、そういうことではなくて、より総合的に、効果的に行えるようにしたいということで、それで統合を図っております。

ですから、これまでの事務方の議論としては、先ほど事務局長からお話を致しましたように、時代のニーズにマッチした形で見直しを図る。そして、原則的には、現在行っている仕事をすべて引き受けて、それをより効果的に再編していくという考え方であるということでごさいます。

他に何か、ご質問、ご意見等ごさいますでしょうか。

それでは、この全体像を、10月に皆さんにご議論いただけるようなものとお見せするということで、今、大変な準備を進めておりますので、またそうした中でご意見をいただければと思っております。

最終的には、それが新年度の事業計画になり、予算として皆さんのところにまたお諮

りすることになるということでもいいわけですね。

小野寺事務局長 はい。

中山理事長 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、この公益法人認定および統合作業の進捗状況、大変タイトな作業日程の中で行っておりますが、事務局、職員も懸命に努めておりますので、どうかご理解を頂きたいと思います。

それでは、事務局、それ以外に連絡事項、報告事項等、何かございますか。

小野寺事務局長 特にございません。

中山理事長 皆さんのほうからは、よろしいですか。

武井理事 この新しい、今、事業を進めていらっしゃるステージのところの、例えば一番下の「地域還元」という言葉ですけれど、ちょっと何か違和感があるような気がするんです。ボランティアの方たちに是非参加して頂いて、この事業を積極的に進めていきたいという意味ですよ。ではないんですか。

小野寺事務局長 私どもが意図してこういう表現を使っていますのは、自立した活動ができるまで、私どもが側面援助を徹底して行っていきますと。そこで培われたもの、成果のものについては、自分たちのグループだけが享受するのではなくて、地域の皆さんにその成果を還元してくださいというために使った用語です。ですから、私どもも支援するけれども、他の地域の方達のために、そのグループが今度は役立つようにしてくださいという思いを込めて、こういうステージの分類をさせて頂いたということでございます。

武井理事 わかりました。

中山理事長 よろしいでしょうか。

それでは、皆様、お忙しいところをありがとうございました。

本日の本年度第2回の理事会は、以上をもって閉会と致します。

どうも皆さん、ありがとうございました。